



[廃止約款]

光電話サービス（ピカラ I C N）契約約款の廃止

2020年5月11日

株式会社 STNet

光電話サービス（ピカラ I C N）契約約款（2020年3月30日）は、廃止します。

附 則

（実施期日）

- 1 この約款は、2020年5月11日から実施します。

（経過措置）

- 2 この約款実施の際現に、廃止前の光電話サービス（ピカラ I C N）契約約款の規定により締結している光電話サービス契約は、この約款実施の日において、当社の光電話サービス契約約款の規定による光電話サービス契約に移行したものとします。
- 3 この約款実施の際現に、廃止前の光電話サービス（ピカラ I C N）契約約款により締結された光電話サービス契約における期間等（最低利用期間を含みます。）に係る起算日等は、なお従前のとおりとします。
- 4 この約款実施前に、廃止前の光電話サービス（ピカラ I C N）契約約款の規定により生じた支払い又は支払わなければならなかった料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この約款実施の際現に、廃止前の光電話サービス（ピカラ I C N）契約約款の規定によりその事由が生じた損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
- 6 この約款実施前に、廃止前の光電話サービス（ピカラ I C N）契約約款の規定により行った手続きその他の行為は、この附則に規定する場合のほか、光電話サービス契約約款及び料金表の中にこれに相当する規定があるときは、その相当する規定に基づいて行ったものとみなします。
- 7 この約款実施の際現に、廃止前の光電話サービス（ピカラ I C N）契約約款の規定により提供しているサービス等は、この附則に規定する場合のほか、光電話サービス契約約款及び料金表の中にこれに相当する規定があるときは、その相当する規定に基づいて提供しているものとみなします。